

上越市ガス水道局総合評価方式試行要領の運用基準

第1 趣旨

この基準は、上越市ガス水道局総合評価方式試行要領（以下「試行要領」という。）のほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 加算点、評価項目及び評価基準

- 1 加算点の上限は、簡易（実績）型は15点、簡易（提案）型は20点、標準型又は高度技術提案型は28点を標準とするものとする。
- 2 評価項目及び評価基準については、簡易型及び標準型又は高度技術提案型を適用する工事について、それぞれ次によるものとする。

(1) 簡易型を適用する工事

簡易（実績）型の場合は別表1、簡易（提案）型の場合は別表2の評価項目及び評価基準を標準とするものとする。

(2) 標準型又は高度技術提案型を適用する工事

別表3の評価項目及び評価基準を標準とするものとする。

- 3 前項の評価項目及び評価基準に基づいて算定した点数（以下「評点」という。）の合計を加算点とするものとする。
- 4 総務課長は、加算点の上限及び評価項目並びに評価基準について、工事の難易度や重要度等に応じて変更できるものとする。

第3 技術資料及び技術提案の提出様式

- 1 入札参加希望者等に提出を求める技術資料及び技術提案の様式は、次によるものとする。

(1) 技術資料

- ① 「企業の技術力・地域性確認資料」…………… 第1号様式
- ② 「配置予定技術者の能力確認資料」…………… 第2号様式
- ③ 「簡易な施工計画」…………… 第3号様式

(2) 技術提案

- ① 「技術提案書」…………… 第4号様式

- 2 簡易型及び標準型又は高度技術提案型について、それぞれ次の様式（前項に定める様式）の提出を入札参加希望者等に求めるものとする。

(1) 簡易型

- ① 簡易（実績）型…………… 第1号様式、第2号様式

② 簡易(提案)型 …… 第1号様式、第2号様式、第3号様式

(2) 標準型又は高度技術提案型 …… 第1号様式、第2号様式、第4号様式

第4 技術資料及び技術提案の評価方法

- 1 技術資料及び技術提案の評価者は、原則として、設計を行った担当部署の課長、副課長、係長等の3者とする。
- 2 簡易な施工計画及び技術提案の評価については、評価者3者が入札参加希望者等名を伏せてそれぞれ個別に行い、3者の評価の平均をもって評点を算定（小数点以下第3位四捨五入2位止）するものとする。
- 3 前項以外の評価については、総務課長が行い、各評価項目の評点を算定（小数点以下第3位四捨五入2位止）するものとする。ただし、本項の評価は、前項の評価の後に行うものとする。
- 4 配置予定技術者が複数の場合、配置予定技術者に係る評点は、最も低い評価となる者の評点をもってあてるものとする。

第5 落札者決定の際の評価値

標準点（100点）に加算点を加えた技術評価点を入札金額で除す除算方式により得られた値を評価値とするが、落札者決定の際には、便宜上、評価値に定数（1億又は10億）を乗じた値（小数点以下第4位四捨五入3位止）を評価値として取り扱うものとする。

$$\begin{aligned}\text{落札者決定の際の評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札金額} \times \text{定数} \\ &= (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札金額} \times \text{定数}\end{aligned}$$

定数：予定価格（税抜）100,000千円未満の場合は、1億

予定価格（税抜）100,000千円以上の場合は、10億

第6 評価経過等の記録様式

評価の経過等は、次の様式により明らかにしておくものとする。

(1) 「総合評価方式に関する評価調書」 …… 第5号様式

第7 技術提案等に係る設計変更

簡易型における簡易(提案)型の簡易な施工計画、標準型における技術提案の記載内容に基づく設計変更は、原則として、行わないものとする。

第8 技術提案等の履行確認方法

- 1 簡易な施工計画及び技術提案の内容の履行確認は、監督員が日々の現場監督業務のなかで行うものとする。
- 2 前項の確認において、不履行を確認した場合は、速やかに当該工事の評価者に報告を行うものとする。

- 3 前項の報告を受けた評価者は、速やかに現場の確認等を行い、処理方針の検討を行うものとする。

第9 技術提案等の担保（ペナルティー）の算定

簡易な施工計画及び技術提案の内容が満足できない場合の措置は、簡易型及び標準型又は高度技術提案型を適用する工事について、それぞれ次により算定し行うものとする。

(1) 簡易型を適用する工事

簡易(提案)型にあつては、簡易な施工計画に記載された内容が、受注者の責により満足できない場合は、これに係る評点を0点として加算点の再計算を行い、落札時の加算点との差に応じた工事成績評点の減点を行う。

$$\text{減点値} = 8 \text{ 点} \times (\alpha - \beta) / \alpha \quad (\text{小数点以下第1位四捨五入整数止})$$

α : 当初の加算点 (点)

β : 簡易な施工計画に係る評点を0点にして再計算した加算点 (点)

※8点：建設工事成績評定要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

(2) 標準型又は高度技術提案型を適用する工事

性能等に係わる技術提案が受注者の責により履行できなかった場合で、再度の施工が困難あるいは合理的ではない場合は、工事成績評点を減ずる措置を行い、併せて違約金の請求を行うものとする。この場合、損害賠償の請求を妨げないものとする。

① 工事成績評定の減点

技術提案の達成度合いに応じた加算点の再計算を行い、提案項目の不履行として、落札時の加算点との差に応じた工事成績評点の減点を行う。

$$\text{減点値} = 8 \times (\alpha - \beta) / \alpha \quad (\text{小数点以下第1位四捨五入整数止})$$

α : 当初の加算点 (点)

β : 達成度合いに応じて再計算した加算点 (点)

※8点：建設工事成績評定要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

② 違約金の請求

技術提案の達成度合いに応じた加算点の再計算を行い、提案項目の不履行として、落札時の評価値との差に応じた金額を違約金として請求するものとする。

$$C' = \{ 1 - (100 + \beta) / (100 + \alpha) \} \times C$$

(小数点以下切り捨て整数止)

C : 当初の契約金額 (円)

C' : 達成度合いに応じた違約金 (円)

α : 当初の加算点 (点)

β : 達成度合いに応じて再計算した加算点 (点)

附 則

この基準は、令和 7 年 6 月 1 1 から実施する。